

国民健康保険制度の現状と課題について



北本市健康推進部保険年金課

～国民健康保険とは～

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

○保 険 者・・・都道府県、市町村及び特別区

※他に国民健康保険組合あり。

○被保険者・・・都道府県の区域内に住所を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は適用除外。

- ・ 健康保険法の規定による被保険者、被扶養者
- ・ 船員保険法の規定による被保険者、被扶養者
- ・ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、被扶養者
- ・ 私立学校教職員共済制度の加入者
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ・ 国民健康保険組合の被保険者
- ・ その他特別の理由のある者で厚生労働省令で定めるもの

北本市国民健康保険の状況

◆被保険者数

平成27年度・・・18,985人
平成28年度・・・18,058人
平成29年度・・・17,072人

※各年度平均

◆年齢構成

30歳未満・・・・・・・・・・12.7%
30歳以上59歳以下・・・27.4%
60歳以上74歳まで・・・59.9%

※平成30年度当初賦課期日現在

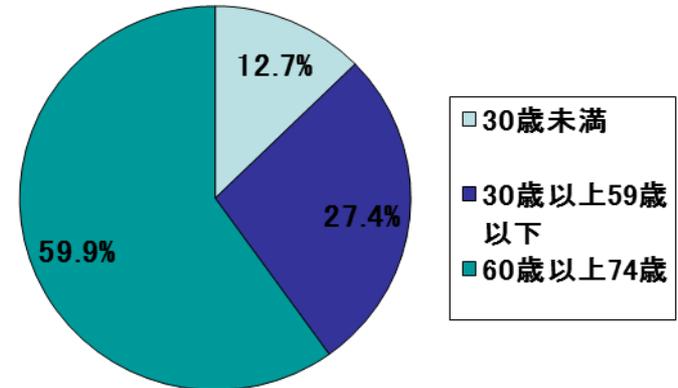
◆所得状況

課税標準額

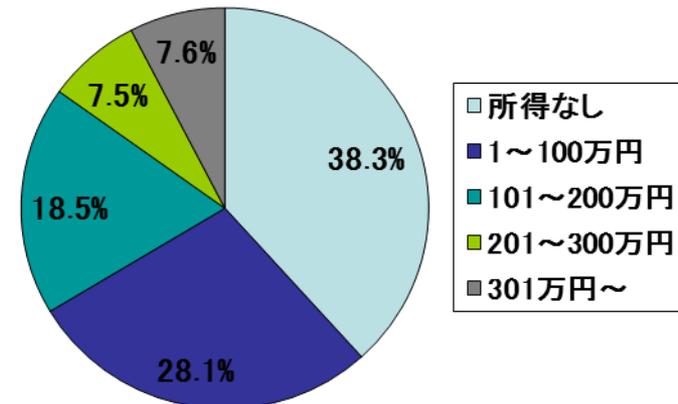
100万円以下世帯・・・66.4%
300万円以下世帯・・・92.4%

※平成30年度当初賦課期日現在

○年齢構成



○所得状況



北本市国民健康保険の財政状況

◆平成29年度決算

歳入・・・90億1,014万6,134円

歳出・・・84億8,745万2,919円

収支・・・5億2,269万3,215円・・・①(30年度へ繰越)

※実質収支

・前年度繰越金・・・・・・・・・・5億9,767万7,562円

・一般会計その他繰入金・・・・・・・・・・2,194万円

・合 計・・・・・・・・・・6億1,961万7,562円・・・②

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} = \Delta 9,692万4,347円$$

平成30年度 北本市国民健康保険税の税率

区 分		医療分	支援分	介護分	説 明
税	所得割	6.5%	2.7%	1.7%	前年中の被保険者の所得に応じて計算
	資産割	29.0%	—	—	被保険者の資産(土地・家屋のみ)に応じて計算
率	均等割	7,000円	6,000円	13,000円	被保険者1人当たりで計算
	平等割	10,000円	—	—	1世帯当たりで計算
限度額		54万円	19万円	16万円	1年間の最高限度額

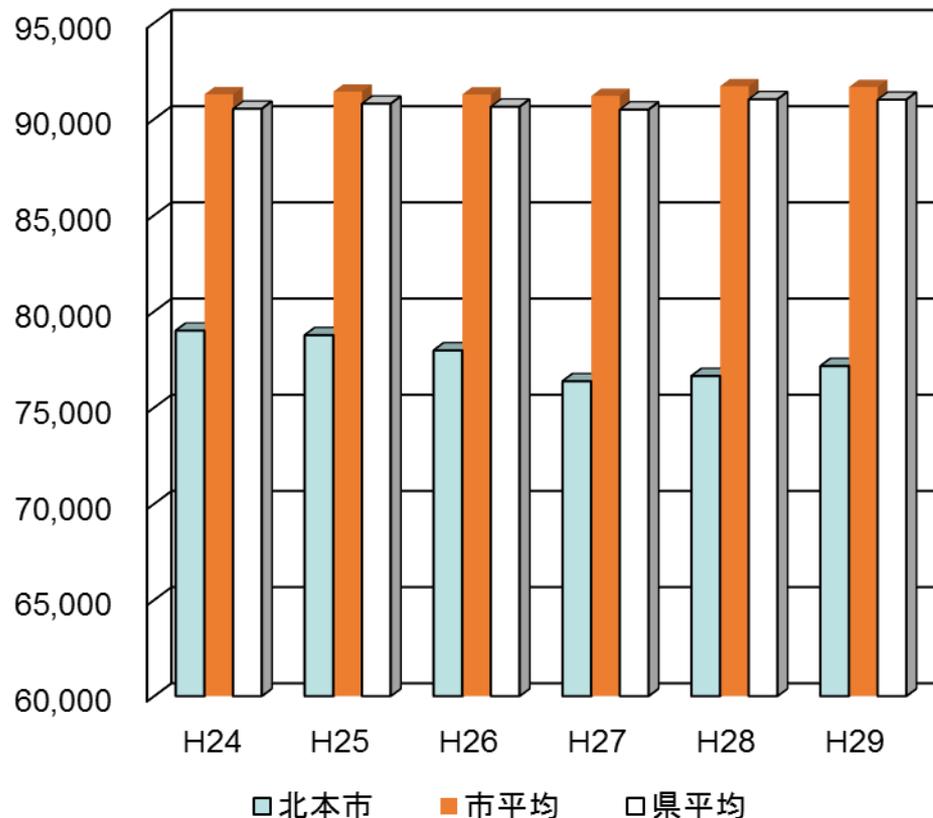
保険税の一人当たり調定額

◆平成24年度
北本市 78,997円
市平均 91,278円
県平均 90,530円



◆平成29年度
北本市 77,154円
市平均 91,662円
県平均 91,005円

一人当たり調定額（単位：円）



保険税の収納状況

◆平成24年度

北本市 92.17%

市平均 87.88%

県平均 88.16%



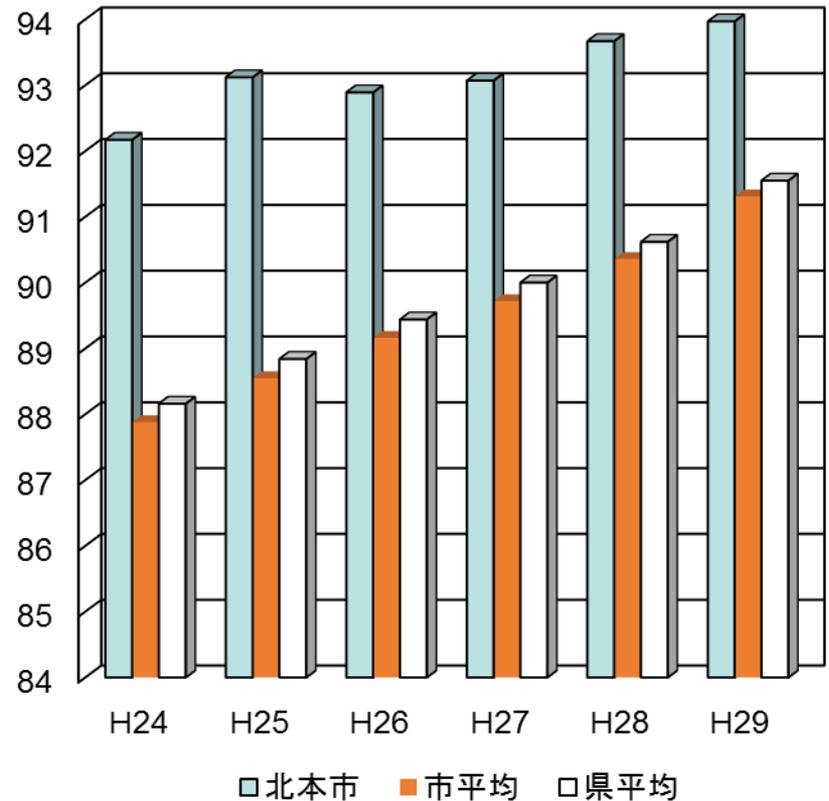
◆平成29年度

北本市 93.97%

市平均 91.31%

県平均 91.55%

収納率(現年課税分) (単位:%)



総医療費(医療費10割分)の状況

◆平成24年度

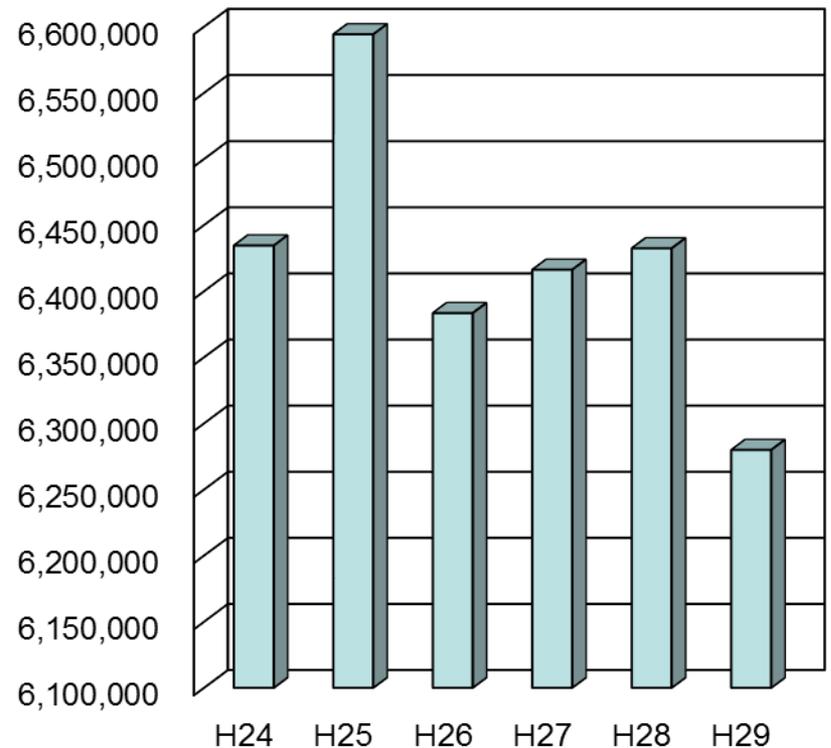
64億3,453万8,848円



◆平成29年度

62億7,993万1,428円

総医療費の状況 (単位:千円)



一人当たり総医療費

◆平成24年度

313,710円
(市平均 286,822円)

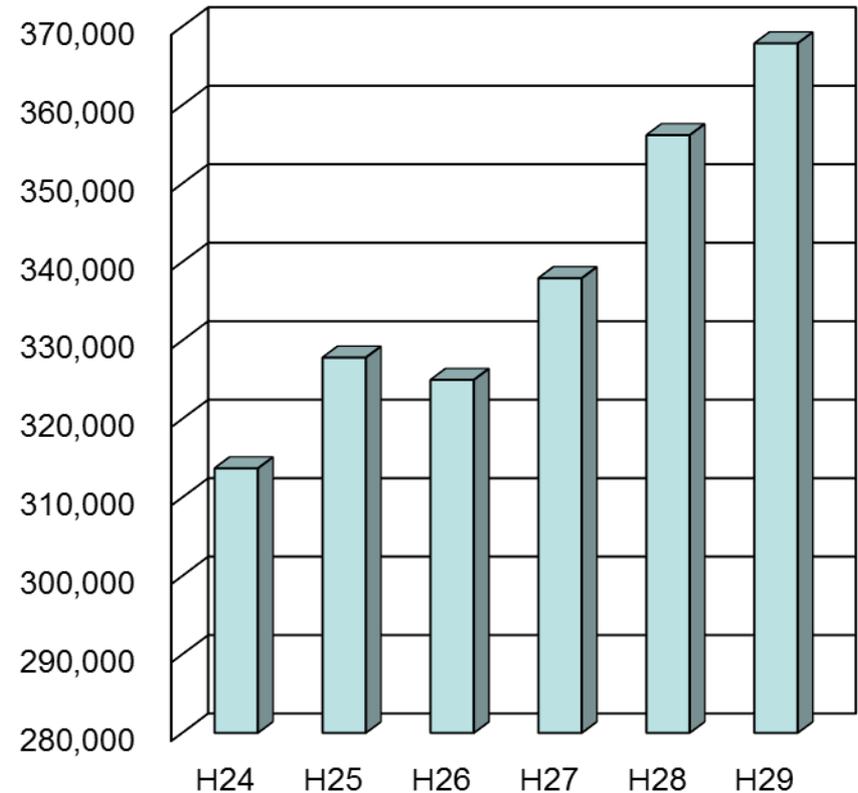


◆平成29年度

367,862円
(市平均 331,854円)

※5年間で54,152円増
(17.3%増)

一人当たり総医療費 (単位:円)



保健事業の状況

◆医療費通知等の実施

被保険者の医療の適正受診と健康に対する意識を高めるとともに国保財政の健全な運営に理解を得るために実施

◎ 医療費通知・・・2か月に1回

◎ ジェネリック薬品の利用通知・・・9月・3月に発送。

◆人間ドック・脳ドック検診者補助

生活習慣病、脳疾患その他の疾病の予防と早期発見を図るため、補助金を交付

◆糖尿病性腎症重症化予防共同事業

特定健診のデータやレセプトデータを分析し、糖尿病の重症化リスクの高い者を抽出。要治療者や治療中断者に医療機関への受診勧奨、治療中の者に生活指導を行う県、県国保連合会との共同事業を実施

特定健康診査・特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査、特定保健指導の実施が義務付けられている。

◆対象者・・・40歳から74歳までの被保険者

○目標

平成30年度	特定健康診査受診率	45%
	特定保健指導実施率	20%

実施状況

◆特定健康診査

○ 受診率

平成26年度	・・・	40.7%	(県平均	37.2%)
平成27年度	・・・	41.9%	(県平均	38.6%)
平成28年度	・・・	41.9%	(県平均	38.9%)

◆特定保健指導

○ 実施率

平成26年度	・・・	10.6%	(県平均	16.1%)
平成27年度	・・・	10.2%	(県平均	16.7%)
平成28年度	・・・	10.8%	(県平均	17.9%)

～今後の課題～

◎一人当たり医療費増加への対応

⇒早期発見・早期対応

- ・ 特定健診・特定保健指導
- ・ 健診異常値未受診者への受診勧奨

⇒重症化予防対策

- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業

⇒医療費適正化対応

- ・ 多受診者指導
- ・ ジェネリック医薬品への切り替え促進

◎国保事業費納付金

⇒保険税の税額・税率改定への対応